

議案第 26 号

向日市民体育館の指定管理者の指定について

向日市民体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2
第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

向日市長 安 田 守

1 公の施設の名称

向日市民体育館

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人向日市スポーツ文化協会

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

〈参 考〉

1 団体の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人向日市スポーツ文化協会
代表者 理事長 兒玉 幸長
所在地 向日市森本町小柳 2 3 番地の 1

2 組織

昭和 6 1 年 1 0 月 2 8 日 財団法人向日市交流活動公社設立
(京都府知事許可)

平成 2 3 年 3 月 1 日 財団法人向日市体育協会と合併し、
財団法人向日市スポーツ文化協会
に名称変更

平成 2 5 年 4 月 1 日 公益財団法人移行登記

3 設立目的

スポーツ・文化の振興に関する事業を行うことにより、市民が広くスポーツ・文化に親しみ、健康で心豊かに過ごすことができる活力あるまちづくりに寄与する。